

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

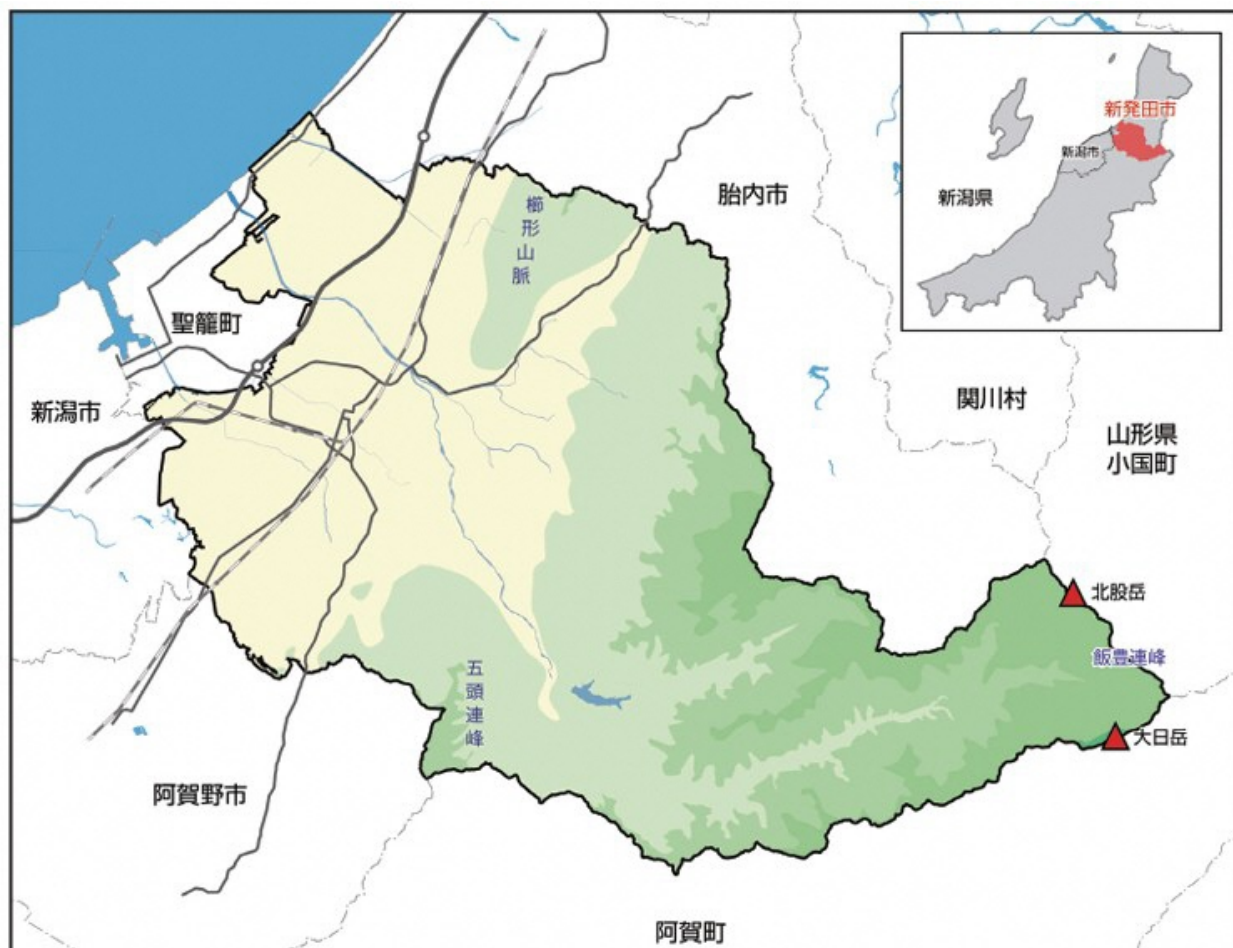
1 現状

(1) 地域の災害等リスク

(地域の概要)

新発田市は、越後平野の北部に位置し、県都新潟市から車で 30 分 (27 km) の新潟県北部の中心都市であり、総面積 533.11 km² の 60% 以上を森林が占めている。西部は隣接する新潟市・聖籠町から平地が連なり、北西部は日本海に面している。北部から東部にかけては胎内市と飯豊連峰の山々を挟んで山形県小国町とも接し、南部は阿賀町、阿賀野市と接している。東部に広がる山地部は、大日岳、北股岳などの飯豊連峰主稜線を含み、その大半が国有林野となっている。

当市では、過去において昭和 39 年 6 月の「新潟地震」や昭和 41 年 7 月の「下越水害」、昭和 42 年 8 月の「羽越水害」、平成 7 年 4 月の「新潟県北部地震」など幾度もの地震や豪雨による災害に見舞われてきた地域であり今後もそのリスクを想定しなければならない。

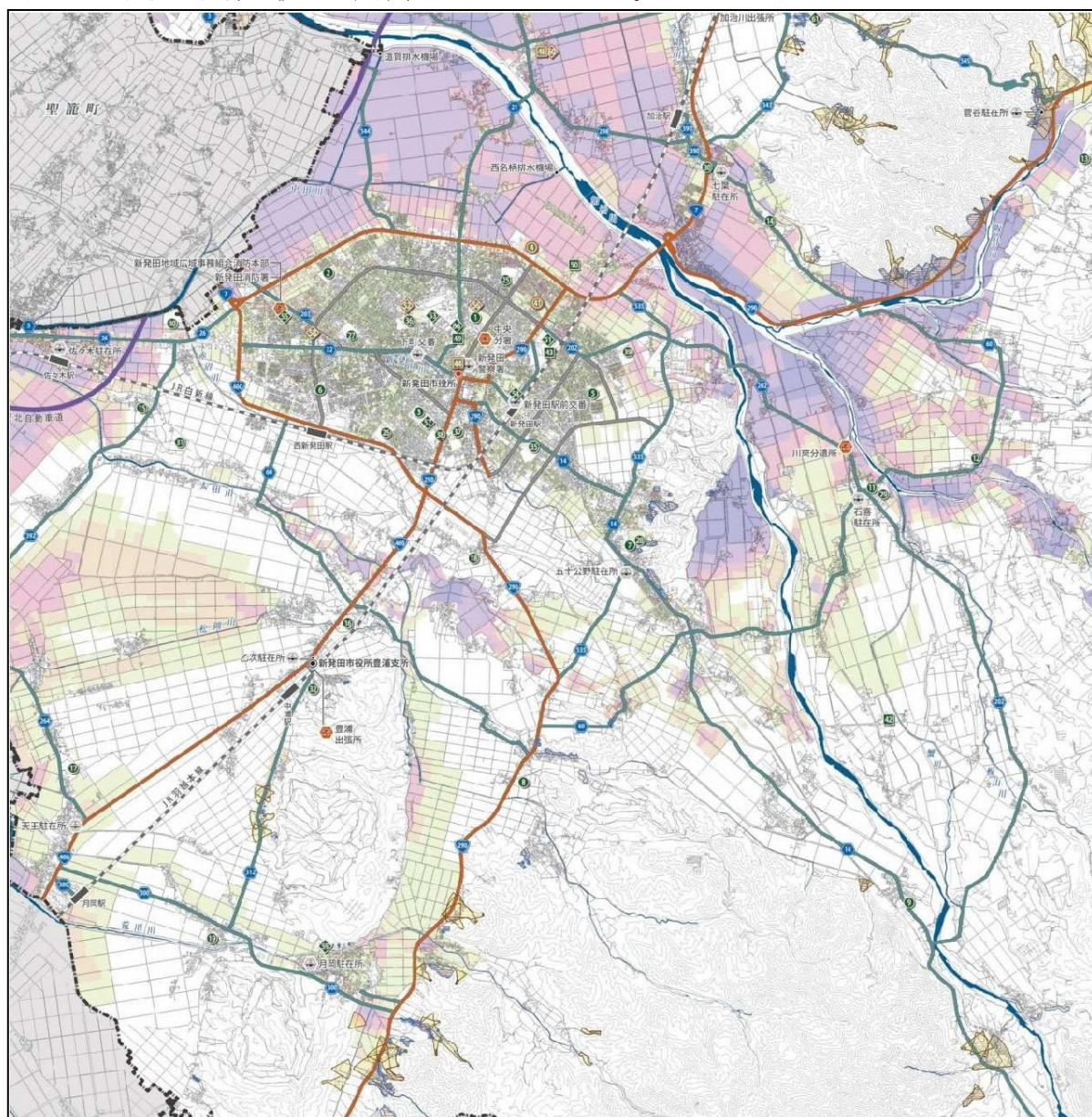


(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、市内 23 河川が外水氾濫の対象となっており、1 時間に 70mm 以上の豪雨の場合、大河川氾濫及び内水氾濫が想定され、この場合、郊外地域や国道 7 号線に面した地区において 5.0m 未満の浸水が想定される。一方、当所が立地する市街地では、時間雨量 40 mm で内水氾濫が発生し 1.0m 未満の浸水が予想される。近年は大雨の頻度が高くなっており、排水条件の悪い地区では内水氾濫の発生が多くなることが想定される。商工業者へのリスクとしては、精密機器や生産設備、車両等の故障などによる復旧の長期化、復旧費用による経営の圧迫が想定される。

(土砂災害：ハザードマップ)

市内では 203 箇所が土砂災害警戒区域に指定されている。当所管内においては、比較的市街地に近い五十公野地区のほか、川東地区、菅谷地区、米倉地区、赤谷地区、松浦地区、加治地区などの広範囲で、山に面した箇所が土砂災害警戒区域に指定されている。商工業者へのリスクとしては、幹線道路の遮断による物流の停滞や復旧の長期化などが想定される。

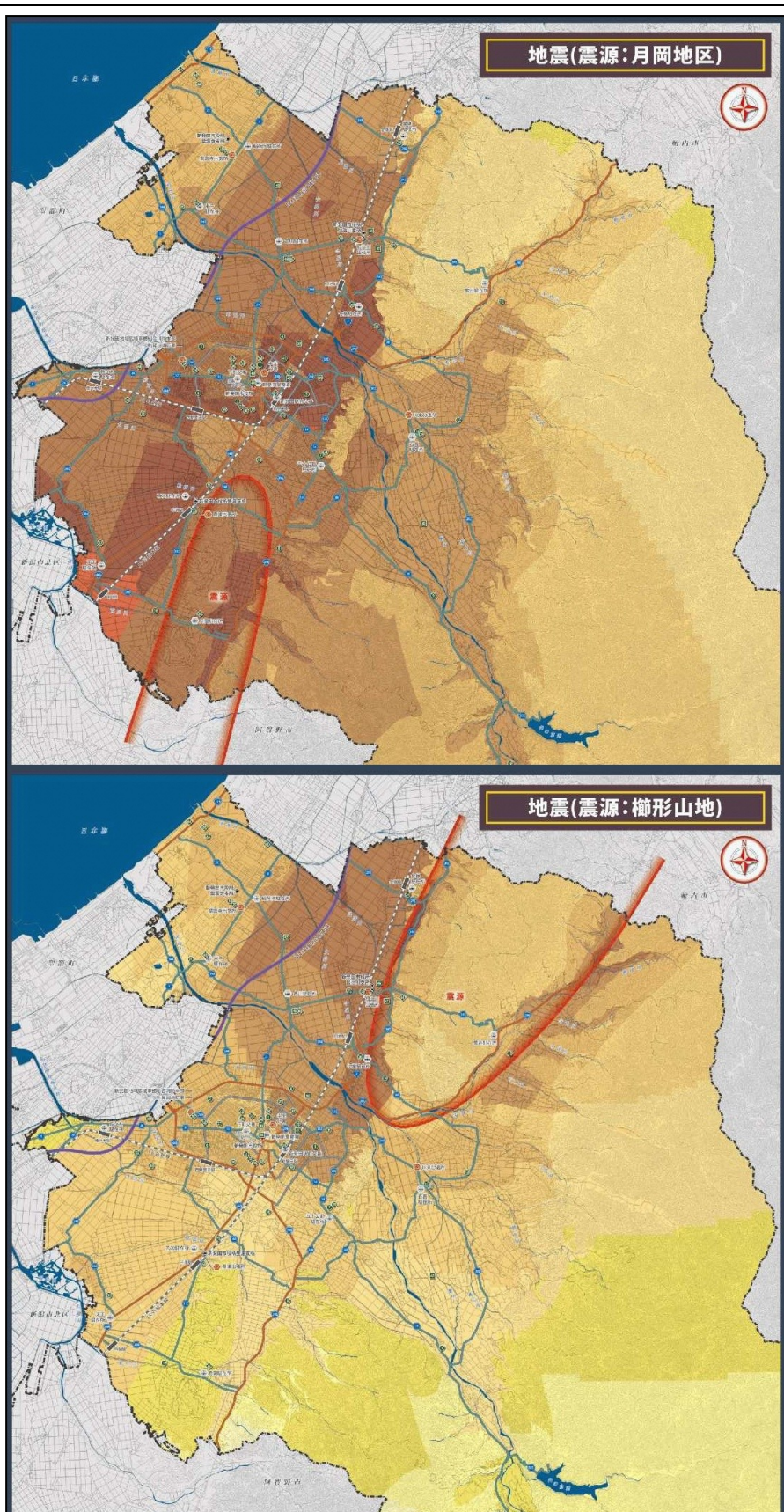


《新発田市ハザードマップ 外水氾濫・土砂災害より》

(地震：ハザードマップ)

市内には、月岡断層帯と櫛形山脈断層帯の2つ断層帯が存在する。月岡断層帯は、当市から五泉市にかけて北北東-南南西に延びており、全体として約30キロメートルの長さを有する断層帯で、本断層帯が活動した場合、マグニチュード7.3程度の地震が発生する恐れがある。今後30年の間に地震が発生する確率は、ほぼ0%から1%と推定されている。一方、櫛形山脈断層帯は、村上市から当市にかけて北北東-南南西に延びており、全体として約16キロメートルの長さを有する断層帯で、本断層帯が活動した場合、マグニチュード6.8程度の地震が発生する恐れがあり、今後30年の間に地震が発生する確率は、0.3%～5.0%と推定されている。商工業者へのリスクとしては、建物の倒壊や生産設備等の損壊により事業の継続が困難になる恐れがあるほか、商業においては、人口の流出によりまちの賑わいが失われ販路の縮小や商圈の喪失などのリスクも存在する。

《新発田市ハザードマップ
地震より》



新発田市による地震発生時に予測される被害想定は以下の通り。

【月岡断層帯でマグニチュード 7.0、震度 7 の地震が発生した場合】

建物被害	全壊棟数	約 11,000 棟
	半壊棟数	約 21,600 棟
出火件数		約 90 件
人的被害	死者	約 160 人
	負傷者	約 8,300 人
	長期避難者	約 47,600 人
ライフライン被害	断水率	93%
	停電率	15%
	ガス支障率	100%
	電話支障率	24%

【楡形山脈断層帯でマグニチュード 6.8、震度 6 強の地震が発生した場合】

建物被害	全壊棟数	約 2,400 棟
	半壊棟数	約 5,800 棟
出火件数		約 30 件
人的被害	死者	約 40 人
	負傷者	約 3,100 人
	長期避難者	約 10,200 人
ライフライン被害	断水率	86%
	停電率	10%
	ガス支障率	23%
	電話支障率	7%

(感染症、サイバー攻撃)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような新興感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。商工業者へのリスクとしては、人員不足による業務効率の低下や操業停止によるサプライチェーンの崩壊で膨大な経済的損失を被るリスクが存在する。

(2) 域内の商工業者の状況

- ・管内商工業者数 3,236 人
- ・管内小規模事業者数 1,960 人

【内訳】

業種		市内 商工業者数	管内 商工業者数	管内小規模 事業者数	立地条件等
商 工 業 者	建設業	460	328	190	広く管内に分散している
	製造業	242	185	113	
	卸売・小売業	1,006	848	416	
	飲食・宿泊業	475	406	233	
	不動産・物品賃貸業	196	186	170	
	サービス業	880	711	520	
	その他	706	572	318	
	合計	3,965	3,236	1,960	

(令和3年経済センサス活動調査 新発田市提供資料より算出)

(3) これまでの取組

1) 新発田市の取組

- ・新発田市地域防災計画の策定
- ・総合防災訓練の実施
- ・防災、感染症対策備品の備蓄
- ・新発田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 新発田商工会議所の取組

- ・新発田市が提供するハザードマップを活用し、リスクを把握するように周知した。
- ・事業者BCP策定の重要性を周知するため、当所議員総会でPRした。
- ・能登半島地震の発生を受け、防災手帖を配布した。
- ・管内事業者に対して、新潟県防災ナビアプリの利用を促した。
- ・事業者BCPの策定を促すため、会員事業所に対し中小機構のジギョケイをPRした。
- ・東京海上日動火災保険㈱と連携し、損害保険への加入促進のためのPRを行った。
- ・新発田地区防災協議会を設置し、災害その他緊急時に対応する体制整備を構築

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・事業者BCPの策定支援を行った。 1社
- ・当所広報にてハザードマップの確認を促した。 年1回
- ・議員総会で事業継続力強化支計画策定のメリットを周知した。 年1回
- ・会員事業所に対して防災手帖の配布を行った。 年1回 800社
- ・当所会報にて新潟県防災アプリの利用を促した。 年6回
- ・中小機構のジギョケイをPRした。 年6回
- ・連携協定を結んでいる東京海上日動火災保険㈱との取組みをPRした。 年1回
- ・防災協議会による水防訓練を実施した。 年1回

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ・管内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ・近年、新潟県内では地震や水害など自然災害が多く発生しており、当所管内においてもここ数年、集中豪雨による内水氾濫の発生が増加している。しかしながら内水氾濫は特定の地区に限られており、地区外の小規模事業者においては被災経験が無いことから、経営課題としての

防災・減災対策に対する認識が依然として低い。

- ・上記の理由により小規模事業者における事業者BCP策定に対する認識が低く、また知識や策定のための人材が乏しい。
- ・当商工会議所においては、緊急時の具体的な体制・役割分担を職員間で十分共有できていない。
- ・発災時における新発田市と当所の連絡体制マニュアル等の整備及び連携が不十分である。
- ・本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える経営指導員等職員の不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識が不足している。

【対策】

- ・事業継続力強化の取組状況については、経済産業省HPに掲載の計画認定事業者一覧や当所会員へのアンケート調査や聞き取りで把握する。
- ・経営課題としての防災・減災対策に対する認識が依然として低い小規模事業者に対して、事業者BCPの必要性を十分に理解してもらうため、巡回による周知やチラシを配布するなどして理解を深めてもらう。
- ・当所自身の事業者BCPを策定し、緊急時に対応できる体制を整える。
- ・新発田市商工振興課、地域安全課、健康推進課、当所で年1回の協議会を開催し、本計画における災害リスクや支援の方針を決定する。また、実施状況に応じ適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ・保険・共済や資金繰り支援、防災・減災の専門的助言を行う当所経営指導員の不足については、東京海上日動火災保険㈱、新発田信用金庫、中小機構など他の支援機関と連携しセミナーの開催や専門家派遣を行う。併せて、当所職員向けに研修会等を開催し、専門知識の習得及び情報収集に努める。

3 目標

- ・管内小規模事業者に対し災害や感染症リスクを認識してもらい、事前対策の必要性を周知啓発する。
- ・災害対応には適切な初動が極めて重要であることを鑑み、発災時に速やかな支援が行えるよう、組織内の体制と行政等関係機関との連携体制を構築し、平時から確認する。
- ・専門家や損害保険会社等と連携し、小規模事業者のBCP策定支援体制を強化する。
- ・具体的には、以下の目標を設定して取り組んでいく。
 - ①年20社に対して事業者BCPの策定支援を行う。
 - ②市内全体の事業継続力強化計画の策定率を実施期間内で3%上昇させる。
 - ③上記目標達成のため、年2回の説明会及び個別相談会と年1回のワークショップの開催、年12回のチラシ配布による周知徹底を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和9年4月1日～令和14年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

（1）市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

新発田市や損保会社と連携して調査を実施し、市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況など、事業継続力強化の取組状況を把握する。

（2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ①経営指導等における窓口・巡回指導の機会を活用し、ハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、当該事業所立地場所の自然災害等のリスクや産地内サプライチェーン企業の被災によるリスク、及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ②毎月5日発行の「会員情報」や年2回市民向けに発行する「新発田商工会議所だより」、新発田市の広報、当所ホームページやSNS等を活用して、国・県・市の施策の紹介やリスク対策の必要性、リスクに対応した損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- ③小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、各々の災害リスクに応じた効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④災害リスクに対応した事業継続の取組に精通した専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険等の紹介等を実施する。
- ⑤新型インフルエンザ等感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマや偽情報に惑わされことなく、冷静に対応することの重要性を周知する。
- ⑥新型インフルエンザ等感染症の感染拡大防止対策等については、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、感染症対策に繋がる周知及び支援を実施する。
- ⑦小規模事業者に対し、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、事務所や工場内などの換気設備の設置、事業所内における感染拡大に備えたテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

（3）フォローアップ

- ①小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認を継続して行い、見直しを繰り返すことで実効性の高い事業者BCPの策定に繋げる。
- ③当所と新発田市で本支援計画についての状況確認や改善点等について協議する。

（4）知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ①毎月5日発行の「会員情報」や年2回市民向けに発行する「新発田商工会議所だより」などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ②同じ地域や同業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

（5）関係団体等との連携

- ①新発田商工会議所と連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、当所会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや具体的な損害保険等の紹介などを実施する。
- ②新型インフルエンザ等感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイ

ナンス対策として各種保険の紹介等を実施する。

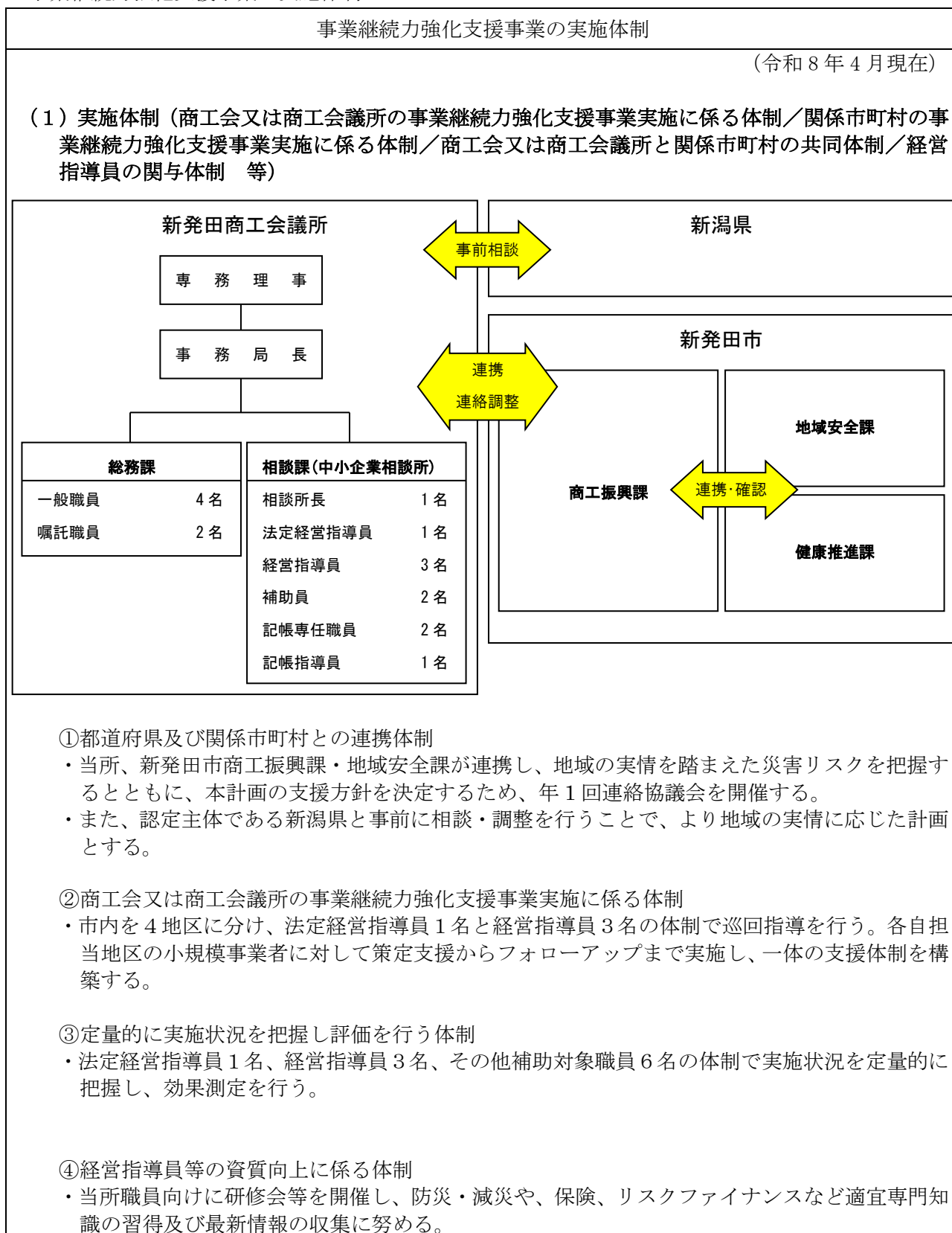
- ③各業界団体と共催で啓発セミナーを実施するほか、各業界団体を通じて啓発ポスターやチラシの掲示・配布を依頼する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



①都道府県及び関係市町村との連携体制

- ・当所、新発田市商工振興課・地域安全課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年 1 回連絡協議会を開催する。
- ・また、認定主体である新潟県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

②商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・市内を 4 地区に分け、法定経営指導員 1 名と経営指導員 3 名の体制で巡回指導を行う。各自担当地区の小規模事業者に対して策定支援からフォローアップまで実施し、一体の支援体制を構築する。

③定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員 1 名、経営指導員 3 名、その他補助対象職員 6 名の体制で実施状況を定量的に把握し、効果測定を行う。

④経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・当所職員向けに研修会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 高橋慶介（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組み実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

③広域経営指導員の当否

経営指導員 高橋慶介 は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

新発田商工会議所 相談課（新発田中小企業相談所）

〒957-8550 新潟県新発田市中央町4丁目10番10号

TEL： 0254-22-2757 FAX： 0254-23-5885

E-mail：cci@shibata-cci.or.jp

②関係市町村

新発田市商工振興課

〒957-0053 新潟県新発田市中央町3丁目2番22号 松縁館ビル1階

TEL： 0254-28-9650 FAX： 0254-26-8585

E-mail：shoukou@city.shibata.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度
必要な資金の額	520	520	520	520	520
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ チラシ、パンフ作成費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100
・ 連絡会議運営費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、手数料収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし